

事業主の皆様  
受講者の皆様

【宮城労働局 登録番号 第17-242号】  
フォークリフト運転技能講習登録教習機関  
トヨタエルアンドエフ宮城株式会社

## フォークリフト運転技能講習開催のご案内

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務に従事する資格を取得するための運転技能講習を開催します。  
是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

1. 受講資格 普通自動車等の運転免許証を有する方（下記8項参照）
2. 講習日時 2020年開催予定
- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 5月16日(土)～17日(日) | 5月23日(土)～24日(日)  |
| (2) 6月 6日(土)～ 7日(日) | 6月13日(土)～14日(日)  |
| (3) 9月 5日(土)～ 6日(日) | 9月12日(土)～13日(日)  |
| (4)10月 3日(土)～ 4日(日) | 10月10日(土)～11日(日) |

資格		技能講習日時	時間	科目		
《1》	《2》					
○	○	1日目	8:00～12:10	4	学科	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
○	○		13:10～15:10	2	学科	フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識
○	○		15:20～16:20	1	学科	関係法令
○	○		16:30～17:30	(1)	学科	学科試験
	○	2日目	8:00～17:00	8	実技	フォークリフトの走行の操作
	○	3日目	8:00～17:00	8	実技	フォークリフトの走行の操作
	○	4日目	8:00～12:00	4	実技	フォークリフトの走行の操作
○	○		13:00～17:00	4	実技	フォークリフトの荷役の操作
○	○		17:00～18:00	(1)	実技	実技試験

3. 講習場所 トヨタエルアンドエフ宮城株式会社 本社（学科、実技とも）  
宮城県富谷市成田9-8-2 TEL:022-351-5621 FAX:022-351-5622
4. 受講料 1名につき ¥26,400（消費税10%を含む）（資格《1》の方は税込み ¥16,500）  
他テキスト1冊 1,650円（消費税10%込み）ただし、金額変更の場合はその価格となります。  
※ 消費税率の改正があった場合、税額はその税率による金額となります
5. 申込受付日 実施予定日の2週間前迄  
申請前6カ月以内に撮影（ポラロイド、デジカメ不可）したもので、胸上・脱帽・無背景、サイズ（縦3cm×横2.4cm）、裏面に氏名を記入した写真1枚を添え、添付の申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて申込み願います。  
受講申込者の都合により出席できないときは受講料の返還は致しません。
6. 申込場所 上記講習場所と同じです。（問い合わせ先:TEL 022-351-5621）
7. 定員 10名（定員になり次第締め切り）なお、一開催当り一企業様最大2名迄の申込みでお願い致します。
8. 資格の内容 \* 運転免許証など資格証明書とコピー1部を用意下さい。

受講資格《1》《2》は、道路交通法第84条第3項および第4項の免許の種類、3カ月以上のフォークリフト運転従事経験などにより区分されます。

詳細は裏面を参照願います。

9. その他 学科講習には筆記用具を持参、実技講習は作業服・ヘルメット等の保護帽を着用して下さい。  
また、申込みに記載された情報は、再発行の利便性等公益性確保のため技能講習修了証明書発行事務局（労働局指定）に提供しますが、それ以外に利用することはありません。

表面【8.資格の内容】の区分は、以下の通りです。

区分	受講資格内容
《1》	<p>一 道路交通法第84条第3項の大型特殊免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者(それぞれの免許でカタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とする者を除く)</p> <p>二 次のいずれかに掲げる者で、3カ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者。</p> <p>イ 同条3項の大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許もしくは大型特殊免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とする者に限る)を有する者</p> <p>ロ 同条4項の大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊自動車第二種(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とする者に限る)を有する者</p>
《2》	<p>一 道路交通法第84条第3項の大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許もしくは大型特殊免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とする者に限る)を有する者</p> <p>二 同条4項の大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊自動車第二種(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とする者に限る)を有する者</p>